

第3編付録

# 茂原市水防計画

茂 原 市

令和7年9月変更

# 目 次

第1章	総則	・ ・ ・ ・ ・	水防-1
	第1節	計画の目的	水防-1
	第2節	用語の定義	水防-1
	第3節	水防の責任等	水防-3
	第4節	水防計画の作成及び変更	水防-5
	第5節	水防協議会	水防-5
	第6節	安全配慮	水防-6
第2章	水防組織	・ ・ ・ ・ ・	水防-7
	第1節	水防本部	水防-7
	第2節	水防本部の設置時期	水防-7
	第3節	水防本部の設置場所	水防-7
	第4節	水防組織	水防-8
	第5節	水防関係機関	水防-12
第3章	重要水防箇所	・ ・ ・ ・ ・	水防-13
	第1節	茂原市の主な水防巡視河川	水防-13
	第2節	千葉県管理河川の重要水防箇所	水防-13
	第3節	千葉県管理河川等の危険度評定基準	水防-14
第4章	洪水予報、水防警報及び気象情報の伝達系統	・ ・ ・ ・	水防-15
	第1節	気象庁が単独で行う洪水、津波又は高潮の予報	水防-15
	第2節	千葉県知事が行う水防警報等	水防-18
	第3節	洪水時の河川に関する水防警報の種類、内容 及び発表基準	水防-24
第5章	観測通報	・ ・ ・ ・ ・	水防-25
	第1節	雨量の通報	水防-25
	第2節	水位の通報	水防-25
第6章	河川工作物の操作	・ ・ ・ ・ ・	水防-26
第7章	情報通信手段の確保	・ ・ ・ ・ ・	水防-27
第8章	水防施設及び輸送	・ ・ ・ ・ ・	水防-28
	第1節	水防施設及び資機材	水防-28
	第2節	輸送	水防-28
第9章	水防活動	・ ・ ・ ・ ・	水防-29
	第1節	水防配備体制	水防-29
	第2節	配備体制の一般的基準	水防-30
	第3節	消防機関における配備体制等	水防-32
	第4節	情報収集手段	水防-32
	第5節	巡回及び警戒	水防-33
	第6節	水防作業	水防-34
	第7節	警戒区域の指定	水防-37
	第8節	避難のための立退き	水防-37
	第9節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	水防-37
	第10節	水防活動の解除	水防-38

第10章	水防標識、水防信号等	水防-39
第1節	水防標識	水防-39
第2節	水防信号	水防-40
第11章	協力応援	水防-40
第1節	応援体制	水防-40
第2節	応急対策に関する協力要請	水防-40
第3節	応援体制の強化	水防-41
第12章	費用負担と公用負担	水防-42
第1節	費用負担	水防-42
第2節	公用負担	水防-42
第13章	水防報告	水防-44
第1節	緊急報告	水防-44
第2節	水防顛末報告	水防-44
第14章	水防訓練	水防-44
第15章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	水防-45
第1節	洪水浸水想定区域の指定状況	水防-45
第2節	高潮浸水想定区域の指定状況	水防-45
第3節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	水防-45
第4節	洪水ハザードマップ	水防-46
第5節	予想される水災の危険の周知等	水防-46
第6節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための 措置に関する計画の作成等	水防-46

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号、最終改正 令和3年5月10日法律第31号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、千葉県知事から指定された指定水防管理団体たる茂原市が、同法第33条第1項の規定に基づき、茂原市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、茂原市の地域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって居住者の安全を保持することを目的とする。

### 第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

#### 1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）本計画においては、以下「茂原市」を指す。

#### 2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第4条）本計画においては、以下「茂原市」を指す。

#### 3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）本計画においては、以下「茂原市長」を指す。

#### 4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第4項）本計画においては、以下「長生郡市広域市町村圏組合消防本部及び同消防団」を指す。

#### 5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。（法第2条第5項）本計画においては、以下「長生郡市広域市町村圏組合消防長」を指す。

#### 6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。本市においては、水防活動は水防工作班をもって行うことから、水防団は設置しない。

#### 7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第10条第3項）

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第12条）

## 8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第1項）本市においては、水防協力団体は指定されていない。

## 9 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第8項、法第16条）

## 10 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第13条）本市においては、一宮川及び南白亀川を指す。

## 11 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

## 12 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

## 13 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

## 14 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

#### 15 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

#### 16 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

#### 17 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

#### 18 洪水浸水想定区域

洪水予報河川、水位周知河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。（法第14条）

#### 19 高潮浸水想定区域

水位周知海岸等について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう。（法第14条の3）

### 第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

#### 1 千葉県

千葉県内における水防管理団体が行う水防が十分に行なわれるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定(法第4条)
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項)
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2、下水道法第23条の2)
- (4) 都道府県水防協議会の設置(法第8条第1項)
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知(法第10条第3項)
- (6) 洪水予報の発表及び通知(法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項)
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の4)
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）

- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10)
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示(法第16条第1項、第3項及び第4項)
- (13) 水防信号の指定(法第20条)
- (14) 避難のための立退きの指示(法第29条)
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)
- (16) 水防団員の定員の基準の設定(法第35条)
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)

## 2 茂原市

茂原市は、管轄区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。(法第3条)  
 具体的には、次のうち必要な事務を行う。

- (1) 水防団の設置(法第5条)
  - なお、本市においては、水防活動は水防工作班をもって行うことから、水防団は設置しない。
- (2) 水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- (3) 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- (4) 水位の通報(法第12条第1項)
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- (6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(法第15条の3)
- (7) 予想される水災の危険の周知(法第15条の11)
- (8) 消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- (9) 緊急通行により損失を受けた物への損失の補償(法第19条第2項)
- (10) 警戒区域の設定(法第21条)
- (11) 警察官の援助の要求(法第22条)
- (12) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)
- (13) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第25条、法第26条)
- (14) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第28条第3項)
- (15) 避難のための立退きの指示(法第29条)
- (16) 水防訓練の実施(法第32条の2)
- (17) 水防計画の策定及び要旨の公表(法第33条第1項及び第3項)
- (18) 水防協議会の設置(法第34条)
- (19) 水防協力団体の指定・公示(法第36条)
- (20) 水防協力団体に対する監督等(法第39条)
- (21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- (22) 水防従事者に対する災害補償(法第45条)
- (23) 消防事務との調整(法第50条)

### 3 気象庁

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

### 4 国土交通大臣

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (6) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (10) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (11) 水防協力団体に対する情報の提供及び指導若しくは助言（法第40条）
- (12) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

### 5 放送機関、新聞社、N T T東日本、その他の報道機関

水防上緊急を要する通信報道が、最も迅速に行われるよう協力しなければならない。（法第27条）

### 6 一般市民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに地域でともに助け合い、進んで水防に協力しなければならない。

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市内居住者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。（法第24条）

## 第4節 水防計画の作成及び変更

茂原市は、千葉県水防計画に応じた水防計画を定め、毎年検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。（法第33条第1項）

水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮らなければならない。（法第33条第2項）

水防計画を変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を千葉県知事に届け出るものとする。（法第33条第3項）

## 第5節 水防協議会

茂原市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例等で定めるものとする。

## 第6節 安全配慮

洪水、内水、高潮、津波のいずれにおいても、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。

自身の安全確保のために配慮すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため班員を随時交代させる。
- 5 水防活動は原則として複数人で行う。
- 6 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 7 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、班員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 8 指揮者は班員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を班員等へ周知し、共有しなければならない。
- 9 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

## 第2章 水防組織

### 第1節 水防本部

茂原市の水防を総括するため、茂原市水防本部（以下「水防本部」という。）を置く。

### 第2節 水防本部の設置時期

水防本部を設置する時期は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ水防管理者が水防の警戒体制を図り、本部を設置する必要があると認めるときとする。

- 1 関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。
- 2 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

この場合、都市建設部長は総合企画部長との協議を踏まえて、水防管理者に水防本部設置の判断を仰ぐ。

### 第3節 水防本部の設置場所

水防本部の設置場所は、茂原市役所内とする。ただし、必要に応じてその場所を変更することができる。

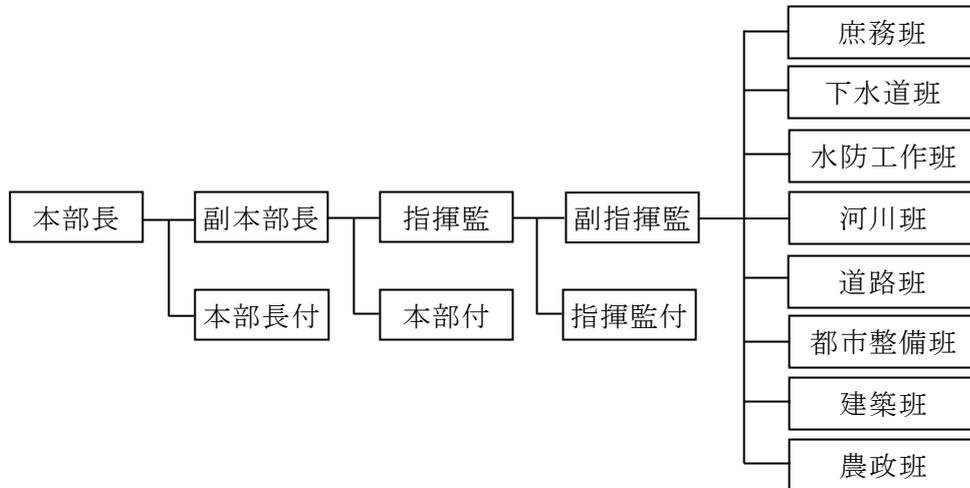
なお、水防本部の設置場所を明示するため、「茂原市水防本部」の表示を行なうものとする。

#### 第4節 水防組織

水防組織は、次のとおりとする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

##### 1 本部組織



本部長（市長）・・・水防本部の事務を総括する。

副本部長（副市長）・・・本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。

本部長付（教育長）・・・本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。

指揮監（都市建設部長）・・・本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員及び現地指導員を指揮監督する。

本部付（経済環境部長、消防長）・・・本部長及び副本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。

副指揮監（都市建設部次長）・・・本部長、副本部長及び指揮監を補佐する。  
また、指揮監に事故あるときはその職務を代理する。

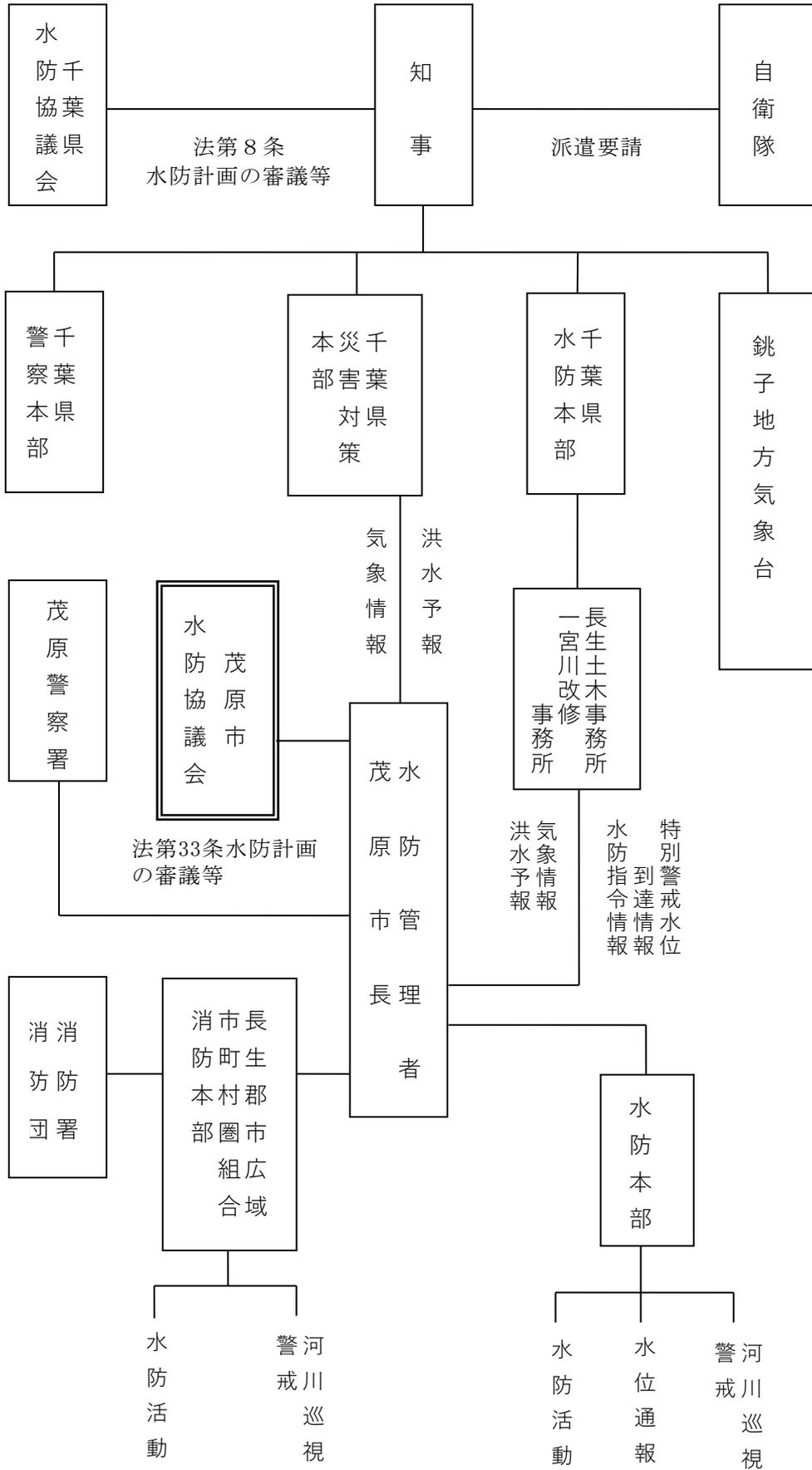
指揮監付（都市建設部各課長、農政課長、農業委員会事務局長）  
・・・指揮監及び副指揮監を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。

## 2 水防本部各班の分掌事務

班名	班長	班員	分掌事務
庶務班	都市計画課長	都市計画課 土木建設課 土木管理課 建築課 都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防本部の設置及び運営に関する事。</li> <li>2 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 公用負担に関する事。</li> <li>4 各班との連絡調整に関する事。</li> <li>5 公務災害補償に関する事。</li> <li>6 気象及び水防情報の収受に関する事。</li> <li>7 水防報告に関する事。</li> <li>8 水防器具、資材に関する事。</li> <li>9 警戒区域の設定に関する事。</li> <li>10 水防通信に関する事。</li> <li>11 その他庶務に関する事。</li> </ol>
下水道班	下水道課長	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の巡視及び報告に関する事。</li> <li>2 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> </ol>
水防工作班	消防本部 (本部長が指定するもの) 消防団 第1、第2 第3支団長	消防本部 総務課  消防団 第1、第2 第3支団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防情報の受発信及び消防隊に関する事。</li> <li>2 堤防の巡視警戒及び水位の観測に関する事。</li> <li>3 水防工作に関する事。</li> <li>4 水防器具、資材に関する事。</li> <li>5 被災者の救助に関する事。</li> </ol>
河川班	土木建設課長	土木建設課 都市計画課 建築課 都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防技術に関する事。</li> <li>2 水防資材の配布に関する事。</li> <li>3 各係の指示及び連絡、記録に関する事。</li> <li>4 水門の監視及び操作に関する事。</li> <li>5 河川水位の状況の報告に関する事。</li> <li>6 河川災害の対応に関する事。</li> <li>7 河川、橋梁等の巡視に関する事。</li> <li>8 排水不良地域の巡視及び報告に関する事。</li> <li>9 排水機場の巡視に関する事。</li> </ol>
道路班	土木管理課長	土木管理課 都市計画課 都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内の道路巡視及び状況報告に関する事。</li> <li>2 交通支障箇所及び迂回路の標示に関する事。</li> <li>3 崖くずれ等、急傾斜地の巡視に関する事。</li> <li>4 警察署との連絡調整に関する事。</li> <li>5 道路災害の対応に関する事。</li> </ol>

班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
都市整備班	都市整備課長	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公園施設及び区画整理事業地内の巡視及び報告に関すること。</li> <li>2 公園施設及び区画整理事業地内の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> </ul>
建築班	建築課長	建築課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市営住宅等の巡視及び応急対策に関すること。</li> <li>2 建築業者との連絡調整に関すること。</li> </ul>
農政班	農政課長 農業委員会 事務局長	農政課 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 水門の監視に関すること。</li> <li>2 農用地の被害調査に関すること。</li> <li>3 農業集落排水施設への巡視及び報告に関すること。</li> </ul>

3 水防体制



#### 4 水防本部の解散

(1) 指定河川及びその他河川の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）以下に減水し、危険の恐れが解消したとき。

(2) 水防本部が災害対策本部に吸収された場合は、災害対策本部の指示による。

#### 5 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合は、茂原市地域防災計画の定めるところによる。

#### 6 水防本部設置前の措置

水防本部設置前にあつては、茂原市都市建設部及び消防機関において必要な措置を講ずるものとする。

### 第5節 水防関係機関

#### 茂原市水防関係機関

関係機関名	所在地	電話
茂原市役所	茂原市道表1	0475(23)2111
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	茂原市茂原598	0475(24)0119
長生郡市広域市町村圏組合消防団	茂原市茂原598	0475(24)0119
長生郡市広域市町村圏組合消防本部 中央消防署	茂原市茂原598	0475(24)0119
長生郡市広域市町村圏組合消防本部 本納分署	茂原市本納2149-1	0475(34)2119
銚子地方气象台	銚子市川口町2-6431	0479(23)7705
千葉県県土整備部河川環境課	千葉市中央区市場町1-1	043(223)3156
千葉県長生土木事務所	茂原市茂原1102-1	0475(24)4521
千葉県一宮川改修事務所	茂原市茂原1102-1	0475(26)3703
千葉県茂原警察署	茂原市早野新田7	0475(22)0110
NTT東日本(株)千葉事業部 千葉災害対策室	千葉市中央区富士見1-12-17 ネクストサイト千葉ビル5F	043(445)8900
東京電力パワーグリッド(株) 木更津支社茂原事務所	茂原市八千代2-3-1	0120(995)007
千葉県長生地域振興事務所	茂原市茂原1102-1	0475(22)1711
千葉県長生健康福祉センター	茂原市茂原1102-1	0475(22)5167
千葉県長生農業事務所	茂原市茂原1102-1	0475(25)1141
長生郡市広域市町村圏組合水道部	茂原市高師395-2	0475(23)9491

### 第3章 重要水防箇所

#### 第1節 茂原市の主な水防巡視河川

- 1 二級河川（千葉県管理河川）・・・・一宮川、赤目川、鶴枝川、阿久川  
豊田川、南白亀川、三途川
- 2 準用河川（茂原市管理河川）・・・・鹿島川、道目亀川、梅田川、中の島川  
乗川、西谷川、南豊川
- 3 指定河川・・・・・・・・・・・・一宮川  
「千葉県知事が行う水防警報、水位情報の通知及び周知をおこなう河川」  
(法第13条第2項、法第16条第3項)

#### 第2節 千葉県管理河川の重要水防箇所

(※千葉県水防計画より抜粋)

河川名	重要度		重要水防区域箇所 地 先 名	延長(m)		重要な理由
	種別	階級		右岸	左岸	
一宮川	堤防高	B	茂原市下永吉(澤尻橋) ～長生郡睦沢町寺崎	3,800	3,800	氾濫実績あり (B2)
一宮川	堤防高	A	長生郡長柄町刑部(新川橋) ～茂原市下永吉(澤尻橋)	20,100	20,100	氾濫実績あり (A2)
豊田川	堤防高	A	全域	7,220	7,220	氾濫実績あり (A2)
阿久川	堤防高	A	全域	7,633	7,633	氾濫実績あり (A2)
三途川	堤防高	A	茂原市墨田(一宮川合流点) ～長南町長南(長南川分岐点)	4,200	4,200	氾濫実績あり (A2)
南白亀川	堤防高	A	長生郡白子町北日当 ～茂原市清水	0	480	氾濫実績あり (A2)
南白亀川	堤防高	A	茂原市清水～茂原市御蔵芝	870	870	氾濫実績あり (A2)
鶴枝川	堤防高	A	茂原市猿袋(一宮川合流点) ～茂原市上永吉(一本橋)	0	1,400	氾濫実績あり (A2)

第3節 千葉県管理河川等の危険度評定基準

(平成9年制定)

種 別	重要度	
	最も重要な区間 (A)	次に重要な区間 (B)
堤 防 高 ( 河 川 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ著しく低く(堤防の局部的沈下又は改修途上にある河川の未施工部等)氾濫のおそれが大きく背後に住家等がある所。</li> <li>近年の出水および津波により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一連区間の中で堤防高又は河川高が上下流に比べ低く氾濫のおそれがあり背後に住家等がある所。</li> <li>近年の出水および津波で氾濫が起こる寸前まで水位が上昇した事があり氾濫のおそれがあると予想され背後に住家等がある所。</li> <li>越波により浸水被害の発生するおそれがあると予想され背後地に住家等がある所。</li> </ol>
堤 体 強 度 ( 河 岸 )	<ol style="list-style-type: none"> <li>一連の堤防のうち、部分的に特に天端上面幅が狭いか、又は堤防斜面の勾配が急な為、堤防断面が小さく堤防の決壊等により甚大な被害が予想される所。</li> <li>築堤後、1年を経過していない堤防区間。</li> <li>堤体を開削して行う工事(水門、樋管、橋台等)の施工後1年を経過していない所。</li> <li>堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり、急激な沈下等が発生した事のある所。</li> <li>特殊堤又は、護岸等の老朽化が著しい箇所にて近接して住家、道路等の公共施設がある所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一連の堤防のうち、部分的に堤体断面が小さく破堤等により相当な被害が予想される所。</li> <li>築堤後、3年を経過していない堤防区間。</li> <li>堤体を開削して行う工事の施工後3年を経過していない所。</li> <li>堤体あるいは基礎地盤の土質地質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり沈下等が予想される所。</li> <li>特殊堤、又は護岸等の崩壊が予想され、近接して住家、道路等の公共施設がある所。</li> </ol>
漏 水	<ol style="list-style-type: none"> <li>堤体あるいは、基礎地盤より漏水の実績があるか、又はその恐れが十分ある所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>従来漏水の実績があるが、これに対して、処置が講じられた所。</li> </ol>
水 衝	<ol style="list-style-type: none"> <li>洪水時における水衝部で低水護岸、高水護岸等が度々破損され、破堤寸前までの決壊等が発生した事のある所。</li> <li>堤防から水があふれることにより背後の住家等に被害が発生した事のある所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>洪水時における水衝部で護岸等があるが、老朽化により効用が著しく減じているなど完全なものとは考えられない所。</li> <li>堤防から水があふれる恐れがあり背後に住家等がある所。</li> </ol>
洗 掘 ( 深掘れ )	<ol style="list-style-type: none"> <li>堤脚又は、護岸基礎部分の深掘れが著しい所で、根固工又は水制工等が十分でないと考えられる所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>堤脚又は護岸基礎部分の深掘れの恐れがある所。</li> </ol>
工 事 施 工	<ol style="list-style-type: none"> <li>2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない水門、樋管等の工事で堤防を開削している所。</li> <li>工事に伴い一時的であるが、危険が予想される所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>樋管、橋台等施工箇所にて堤防護岸が未施工の所。</li> </ol>
工 作 物	<ol style="list-style-type: none"> <li>取水堰、樋管等の堤防工作物で設置時期が古く、不同沈下、漏水等により不慮の事故が予想される所。</li> <li>橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される所。</li> <li>排水ポンプ場の稼働停止により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易い所。</li> </ol>

## 第4章 洪水予報、水防警報及び気象情報の伝達系統

### 第1節 気象庁が単独で行う洪水、津波又は高潮の予報

#### 1 洪水、高潮予報

気象庁長官は、気象等の状況によって洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたととき、法第10条第1項および気象業務法第14条の2に基づき、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知し、更に必要に応じ一般に周知しなければならない。

#### 2 予警報等の種類

法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づく水防活動に関する予報警報の種類は、次のとおりである。

銚子地方气象台

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	概要
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※発表基準は、茂原市地域防災計画第3編第3章第1節第2「動員配備」による。

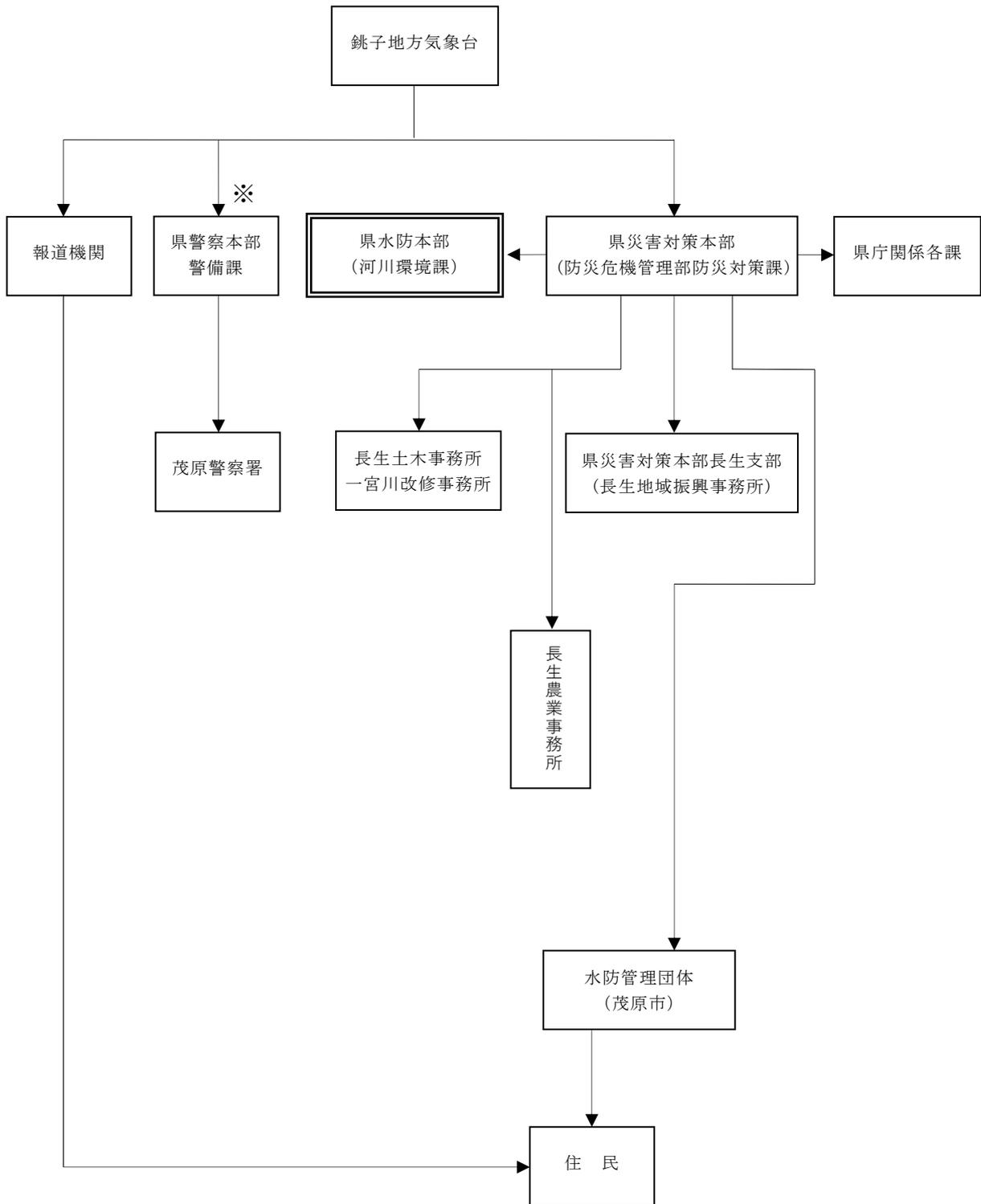
### 3 大雨、洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。

これらの概要は、次のとおりである。

種 類	内 容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。（常時10分毎に更新）
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。（常時10分毎に更新）
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報。（常時10分毎に更新）

4 気象情報伝達系統図（津波情報も含む）



※気象業務支援センターを經由

## 第2節 千葉県知事が行う水防警報等

### 1 千葉県知事が行う水防警報（法第16条）

（※千葉県水防計画より抜粋）

河川・海岸名	(二) 一宮川
観測所名	早野
所在地	茂原市早野
零点高(m)	TP±0.00
水防団待機水位（通報水位）(m)	4.10
氾濫注意水位（警戒水位）(m)	5.25
水防警報区域	(左右岸) 自 茂原市茂原（三途川合流点） 至 太平洋
発表者	長生土木事務所長
伝達者	長生土木事務所長
受報者	茂原市長、長生村長、睦沢町長、一宮町長

### 2 千葉県知事が行う水位情報の通知および周知（法第13条）

（※千葉県水防計画より抜粋）

※伝達者は水防本部指令班

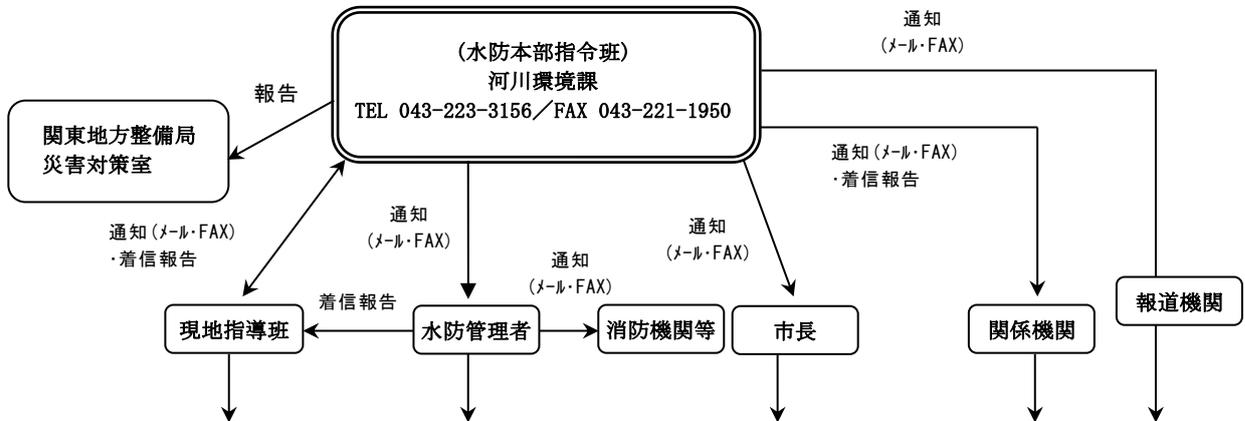
河川名	(二) 一宮川	(二) 南白亀川	
観測所名	早野	九十根	
所在地	茂原市早野	大網白里市九十根260-1	
零点高(m)	TP±0.00	TP+0.387	
水防団待機水位（通報水位）(m)	4.10	2.45	
氾濫注意水位（警戒水位）(m)	5.25	2.85	
氾濫危険水位（特別警戒水位）(m)	7.66	2.95	
区間	基点～終点	茂原市茂原～太平洋	大網白里市大網～太平洋
	上流端(kp)～下流端(kp)	16.2～0.0	17.5～0.0
	延長(km)	16.20	17.5
受報者	現地指導班	長生土木事務所 (一宮川改修事務所)	千葉土木事務所 山武土木事務所 長生土木事務所
	水防管理者	茂原市長、一宮町長 睦沢町長、長生村長	千葉市長、東金市長 大網白里市長、九十九里町長 茂原市長、白子町長、長生村長、一宮町長
	関係機関	千葉県災害対策本部（防災対策課） 千葉県警察本部（→所轄） 陸上自衛隊第1空挺団 銚子地方气象台（→気象庁本庁）	
	報道機関等	千葉県報道広報課→報道各社	



# 氾濫危険情報の伝達系統図

(※千葉県水防計画より抜粋)

→ 必ず実施する



河川名	水位観測所名	現地指導班	連絡先	水防管理者	連絡先	市町村長 (防災担当部署)	連絡先	関係機関	報道機関等
一宮川	早野	長生土木事務所	TEL FAX 0475-24-4521 0475-25-3343	茂原市長	TEL FAX 0475-20-1537 (夜間TEL23-2111) 0475-20-1605	(防災対策課)	TEL FAX 0475-36-7580 0475-20-1602	千葉県 災害対策本部 (防災対策課)  防災FAX 500-7298  千葉県 警察本部 防災FAX 500-7397 (→所轄)  陸上自衛隊 第1空挺団 防災FAX 632-724	千葉県 報道広報課 ↓ 報道各社
南白亀川	九十根	長生土木事務所	TEL FAX 0475-24-4521 0475-25-3343	茂原市長	TEL FAX 0475-20-1537 (夜間TEL23-2111) 0475-20-1605	(防災対策課)	TEL FAX 0475-36-7580 0475-20-1602	銚子地方気象台 NITFAX 0479-23-4460 (→気象庁本庁)	

(様式2：〇〇川水防警報)

千葉県 長生土木事務所 発表

## 〇〇川 水防警報

種類	待機・準備・出動・警戒・解除	第_____号
基準水位観測所		

発表日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分
------	------------------

番号	発表内容
1	_____局の雨量は、_____日_____時まで_____mmです。
2	_____局の水位は、_____日_____現在、_____mです。
3	_____は、 ①水防団待機水位 (通報水位) ②氾濫注意水位 (警戒水位) ③を上回る恐れがあります。 ④程度です。 ⑤を下回る見込みです。
4	水防機関は、 ⑥待機 ⑦準備 ⑧出動 ⑨警戒 してください。
5	水防警報を解除します。

↑  
○印を付ける

伝達先機関 (着信確認チェック)

機関名					
着信確認					

機関名					
着信確認					

## 〇〇川氾濫危険情報

### 【警戒レベル4相当の情報〔洪水〕】

下記の水位観測所において、氾濫危険水位に到達しました。

(水防法13条で規定される特別警戒水位)

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の  
状況確認や避難準備をお願いします。

通知時刻 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分

河川名 〇〇川

観測所名 〇〇〇〇 (〇〇市△△)

到達時刻 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分

観測水位 〇. 〇〇m

### 参考

#### 通知基準水位

水防団待機水位 (通報水位) 〇. 〇〇m

氾濫注意水位 (警戒水位) 〇. 〇〇m

氾濫危険水位 (特別警戒水位) 〇. 〇〇m

---

発信者 : 千葉県水防本部

問合せ先 : 千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156

---

通知先機関 (着信確認チェック)

機関名					
着信確認					

(様式4：〇〇川氾濫危険情報)

## 〇〇川氾濫危険情報 第〇号

下記の水位観測所において、氾濫危険水位を下回りました。

通知時刻 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分  
河川名 〇〇川  
観測所名 〇〇〇〇 (〇〇市△△)  
現在水位 〇. 〇〇m

### 参考

#### 通知基準水位

水防団待機水位 (通報水位) 〇. 〇〇m  
氾濫注意水位 (警戒水位) 〇. 〇〇m  
氾濫危険水位 (特別警戒水位) 〇. 〇〇m

発信者 : 千葉県水防本部

問合せ先 : 千葉県県土整備部河川環境課 TEL043-223-3156

通知先機関 (着信確認チェック)

機関名					
着信確認					

### 第3節 洪水時の河川に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報(洪水注意報)等により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき、または水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水(水があふれる)、漏水、法崩(堤防斜面の崩れ)、亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫危険情報(洪水警報)等により、または既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が、解消したと認めるとき。
情 報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等、水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

## 第5章 観測通報

### 第1節 雨量の通報

土木管理課は、洪水予報、水防警報若しくは気象通報（以下「予警報」という。）を受けたとき、又は水防本部の指示があったときは、正確な気象状況を把握するとともに雨量観測所等より資料を入手し、速やかに水防本部に報告しなければならない。

#### 1 観測報告

降雨量が非常に激しく、かつ後続雨量の増加が予想される時、或いは台風が接近してかなり降雨が予想される場合は、総雨量が50mmに達したときから1時間毎に報告する。

また、1時間降雨量が20mmに達したときにその旨を水防本部へ報告する。

#### 2 終雨報告

天候が回復して雨が止んだ場合に報告する。

### 第2節 水位の通報

水位観測者は、気象状況により出水のおそれを察知したときは、その後の水位変動を監視し、水防団待機水位(通報水位)に達したときより随時その状況を水防本部へ報告しなければならない。

#### 1 報告とその間隔

- (1)水防団待機水位(通報水位)に達したときからこの水位に下がるまでの間、各時間毎
- (2)氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき
- (3)最高水位とそれに達したとき
- (4)氾濫注意水位(警戒水位)に下がったとき
- (5)水防団待機水位(通報水位)に下がったとき

#### 備考

水防団待機水位(通報水位)とは、消防団が出動するについての警戒、準備等の基準となる水位で、水防団待機水位(通報水位)になったら水防関係機関へ通報する水位で、次の基準により定める。

- ①計画高水量の約2割に対する水位
- ②1年に5回から10回起こる程度の水位
- ③有堤部では、ほぼ河川敷(高水敷)にのる水位

氾濫注意水位(警戒水位)とは、消防団が出動するについての基準となる水位で、これ以上に増水すると氾濫又は河川構造物に被害をあたえるおそれがあるから水防活動を開始せよという水位で、水防団待機水位(通報水位)と同様に水防関係機関へ連絡する水位で、次の基準により定める。

- ①計画高水流量の約1/2の流量に対応する水位
- ②平均低水位から氾濫危険水位(特別警戒水位)までの高さの6割程度に相当する水位
- ③約3年に1回程度発生する洪水による水位
- ④表小段の高さ程度の水位
- ⑤未改修部については、平均低水位から堤防天端までの高さの5割程度に相当する水位

## 第6章 河川工作物の操作

### 水門、樋門、樋管の操作要領

- 1 土木管理課長は、あらかじめ水門、樋門、樋管(以下「河川工作物」という。)のうち、茂原市が操作すべきものの操作員を選定しておくものとする。
- 2 操作員は、河川管理者の定める操作規則に基づき操作するものとする。
- 3 操作員は、気象状況により出水等が予測されるときは、直ちに河川工作物の点検をしなければならない。
- 4 水防管理者は、取扱要領に基づき、河川工作物の操作、その他必要な事項について操作員に熟知させておくものである。
- 5 河川工作物の所在及び操作員は次のとおりである。

### 水門、樋門、樋管の設置場所及び操作員一覧表

河川名	名称	設置場所	管理者	操作員名	連絡先
南白亀川	御蔵芝排水機場	茂原市御蔵芝	両総土地改良区	豊岡維持管理組合	34-8154
南白亀川	清水排水機場	茂原市清水	両総土地改良区	豊岡維持管理組合	34-8154
赤目川	千沢排水機場	茂原市千沢	赤目川土地改良区	赤目川土地改良区	34-8409
阿久川	渋谷排水機場	茂原市新小轡	茂原市	茂原市	23-2111
阿久川	新小轡水門	茂原市新小轡	千葉県	茂原市	23-2111
阿久川	木崎水門	茂原市木崎	千葉県	茂原市	23-2111
阿久川	道目木水門	茂原市腰当	千葉県	茂原市	23-2111
阿久川	東郷水門	茂原市新小轡	茂原市	茂原市	23-2111
阿久川	腰当水門	茂原市腰当	千葉県	茂原市	23-2111
阿久川	野巻戸水門	茂原市茂原	千葉県	茂原市	23-2111
阿久川	東郷地先水門ポンゲート	茂原市東郷	茂原市	茂原市	23-2111
阿久川	川代ポンゲート	茂原市小林	茂原市	茂原市	23-2111
阿久川	上林水門	茂原市小林	茂原市	茂原市	23-2111
阿久川	腰当下宿水門	茂原市小林	茂原市	茂原市	23-2111
阿久川	高師青塚水門	茂原市高師	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	早野排水機場	茂原市早野	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	早野水門	茂原市早野	千葉県	茂原市	23-2111
一宮川	西町水門	茂原市茂原	千葉県	茂原市	23-2111
一宮川	中の島排水機場	茂原市中の島町	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	中の島水門	茂原市中の島町	千葉県	茂原市	23-2111

河川名	名称	設置場所	管理者	操作員名	連絡先
一宮川	中の島2号水門	茂原市中の島町	千葉県	茂原市	23-2111
一宮川	長清水水門ポンプゲート	茂原市早野	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	長清水水門	茂原市長清水	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	墨田東口水門	茂原市墨田	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	鷺巣稲荷前水門ポンプゲート	茂原市鷺巣	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	鷺巣稲荷前水門	茂原市鷺巣	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	墨田後原水門	茂原市墨田	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	上茂原吉原水門	茂原市上茂原	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	猿袋水門	茂原市猿袋	千葉県	茂原市	23-2111
一宮川	茂原南原水門	茂原市茂原	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	茂原明光水門	茂原市八千代	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	早野川中島水門	茂原市早野	茂原市	茂原市	23-2111
一宮川	笹塚地区排水ポンプ	茂原市下永吉	茂原市	茂原市	23-2111
鶴枝川	川間排水機場	茂原市下永吉	茂原市	茂原市	23-2111
鶴枝川	藤根排水機場	茂原市下永吉	茂原市	茂原市	23-2111
豊田川	高師五反田水門	茂原市高師	茂原市	茂原市	23-2111
豊田川	国府関水門	茂原市国府関	千葉県	茂原市	23-2111
乗川	乗川水門	茂原市法目	茂原市	茂原市	23-2111

## 第7章 情報通信手段の確保

水害時の通信は、茂原市地域防災計画第2編第3章第1節第3「情報通信手段の確保」に準じる。

## 第8章 水防施設及び輸送

### 第1節 水防施設及び資機材

土木管理課長は円滑な水防を実施するため、水防上必要な施設及び資機材の確保を図るものとする。

茂原市の水防施設及び資機材一覧表（保管場所：茂原市役所 水防倉庫）

品名	数量	品名	数量
土のう袋	6,000枚	掛矢	3丁
スコップ	20丁	かま	10丁
万能	3丁	ナタ	3本
ペンチ	5丁	トビロ	5本
くわ	5丁	ハサミ	5ケ
トラロープ	5巻	ハンマー	10ケ
ビニールシート	30枚	針金	80kg
細エンピ	3本	バケツ	10ケ
懐中電気	20ケ	パール	6本
つるはし	5本	ビニールひも	40ケ
軍手	200組	シノ	5本
オノ	3本	発電機	1台
バリケード	27枚	コードリール	2台
投光器(専用コード付)	3台	三脚	3台
救命胴衣	20着	チェンソー	2台
のこぎり	5丁	排水ポンプ	5台

### 第2節 輸送

非常時の輸送手続きの確保については、茂原市地域防災計画第2編第3章第2節第12「輸送手段の確保」に準じる。

## 第9章 水防活動

### 第1節 水防配備体制

通常勤務から水防体制への切替えを确实迅速に行うとともに、勤務員として適当に交代休養させ長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、市長（本部が設置されている場合は本部長）は次の3つの配備体制により配備を行う。

配備体制	昼間の体制	夜間の体制
第1配備	若干名で水防事務にあたる	左に同じ人員とする
第2配備	河川班、道路班、庶務班の1/3の人員で水防事務にあたる	左に同じ人員とする
第3配備	土木管理課が細目で定める人員で水防事務にあたる	左に同じ人員とする

(注)

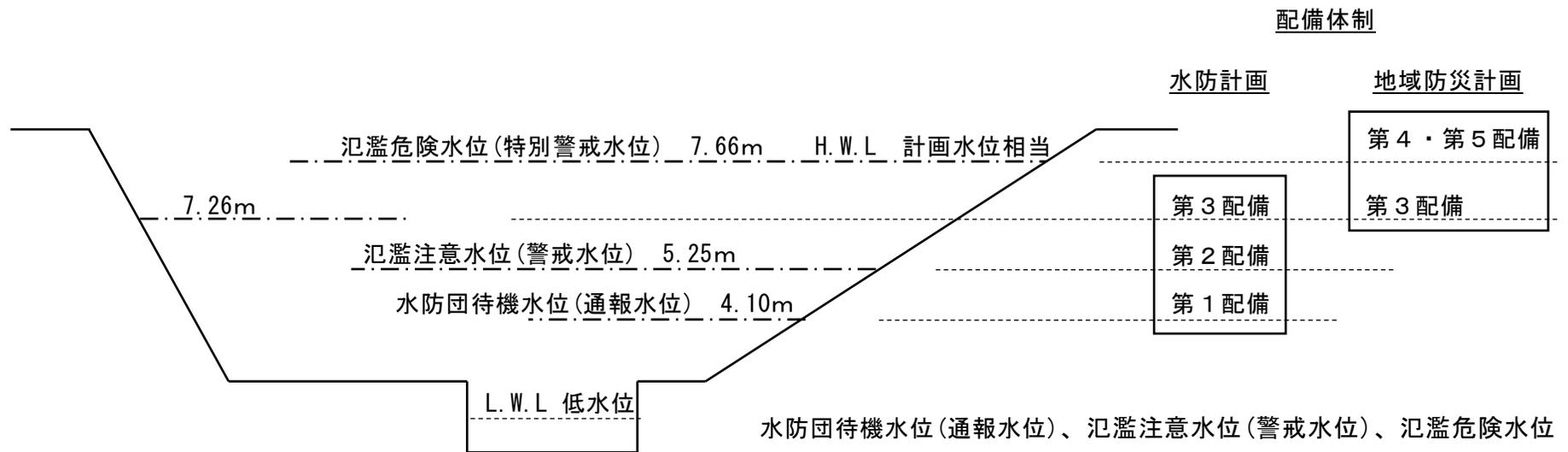
- 1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防配備指令の発令が予測されるときは、自発的に出勤しなければならない。
- 2 水防配備指令発令後は、出来る限り不急の外出は避け待機しなければならない。
- 3 非常勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはいけない。
- 4 その他交代者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障を期さないようにしなければならない。
- 5 水防配備指令発令後においては、水防業務を一般業務に優先して行わなければならない。
- 6 上記体制人員は目安であり、各水防段階における水防事務を勘案し、事前に必要人数を定め、防災連絡会議までに定めておくこととする。

## 第2節 配備体制の一般的基準

配備体制	配 備 内 容	配 備 基 準
第1 配備	<p>1 人員配置 (1) 市長(本部を設置している場合は本部長)は、水防計画に基づいて人員配備を行い、管内の河川等の巡回出動の準備をさせる。</p> <p>2 水防活動及び水防事務 (1) 各関係機関と緊密な連絡を行い、常に正確な水防状況を把握しておく。 (2) 市長(本部を設置している場合は本部長)は、千葉県河川環境課及び長生土木事務所長等からの通知又は気象状況により雨量、水位(潮位)観測施設等を活用し雨量水位情報を把握する。 (3) 各水防施設管理者に対して水門等の操作ができるよう準備させる。</p>	<p>1 台風等の異常気象が認められた場合に、次の注意報の1以上が発表され市長(本部を設置している場合は本部長)が必要と認めたときは注意配備に入る。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報</p> <p>2 指定河川水位が4.10mの水防団待機水位(通報水位)を超えたとき。 一宮川早野水位観測所 (八千代橋)</p>
第2 配備	<p>1 人員配置 (1) 市長(本部を設置している場合は本部長)は、水防計画に基づいて人員配備を行い、各班に重要水防区域を巡視させる。</p> <p>2 水防活動及び水防事務 (1) 注意配備による水防事務及び活動を続行する。 (2) 水門等の操作を適宜行う。 (3) 水防活動を行う場合は、水防資器材の使用により万全を期すこと。 (4) 管内河川の重要水防区域に対して巡視を行い、巡視中異常を認めたときは付近住民等の協力を得て、適切に処理するとともに、市長(本部を設置している場合は本部長)及び長生土木事務所長に連絡する。</p>	<p>1 次の警報の1以上が発表され市長(本部を設置している場合は本部長)が必要と認めたときは警戒配備に入る。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報</p> <p>2 水防法第16条の3に基づき千葉県から水防警報が通知される。</p> <p>3 指定河川水位が5.25mの氾濫注意水位(警戒水位)を超えたとき。</p>
第3 配備	<p>1 人員配置 (1) 本部長は、水防計画に基づき人員を水防上必要な箇所に配置し、管内の河川及び重要水防区域を巡視、警戒させる。</p> <p>2 水防活動及び水防事務 (1) 警戒配備体制による水防活動及び水防事務連絡を続行する。 (2) 重要水防区域の警戒巡視点検を行う。 (3) 水門等の管理者は、必要に応じて操作を行う。 (4) 水防活動上、異常が生じたときは、適切な処置を行う。また、この状態を本部長及び長生土木事務所長に連絡する。 (5) 水防活動を行ったときは、その状態を正確に記録するとともに現場写真等も撮ること。 (6) 水防資器材使用の記録も正確に行うこと。</p>	<p>1 台風等により市内広範囲にわたり相当な被害が発生する恐れがあり、また一部に相当な被害が発生し、本部長が指示したとき。</p> <p>2 茂原市災害対策本部が設置され、第3配備体制(災害対策本部の配備体制)にあるとき。</p> <p>3 指定河川水位が7.26mを超えたとき。</p>

# 一宮川早野水位観測所（八千代橋）

水防-31



## 水位確認

川の防災情報／国土交通省

千葉県防災ポータルサイト／千葉県

水防団待機水位 (通報水位)、氾濫注意水位 (警戒水位)、氾濫危険水位 (特別警戒水位)については県より通知のある高さ  
 7.26mについては、水防第3配備の招集をかける高さ  
 氾濫危険水位 (特別警戒水位)を超えた場合は、自動配備 (テレビ、ラジオで確認)

- ※ 氾濫危険水位 (特別警戒水位)は、住民の避難等の目安となる高さ  
 避難指示については、茂原市地域防災計画による

### 第3節 消防機関における配備体制等

#### 1 長生郡市広域市町村圏組合消防本部における活動体制等

##### (1)活動体制

活動体制については、長生郡市広域市町村圏組合消防本部が定める風水害警防計画に準じる。

##### (2)活動内容

活動内容については、長生郡市広域市町村圏組合消防本部が定める風水害警防計画に準じる。

#### 2 消防団における活動体制等

##### (1)活動体制

活動体制については、長生郡市広域市町村圏組合消防団員の服務規律に基づき、消防団長が定める風水害消防活動計画に準じる。

##### (2)活動内容

活動内容については、長生郡市広域市町村圏組合消防団員の服務規律に基づき、消防団長が定める風水害消防活動計画に準じる。

### 第4節 情報収集手段

#### 1 県提供の情報

千葉県防災ポータルサイト

<https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

提供情報 雨量水位観測情報、気象注意報・警報 等

※雨量水位観測情報、下記URLで直接アクセス可能

<http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/>



千葉県防災ポータルサイト



雨量水位観測情報

#### 2 国提供の情報

##### (1)国土交通省 「川の防災情報」

<https://www.river.go.jp/>

提供情報 雨量水位情報、レーダー観測情報、水防警報洪水予報

河川監視カメラ映像 等

##### (2)国土交通省 「ハザードマップポータルサイト」

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

##### (3)気象庁

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

提供情報 各種気象情報、キキクル（洪水警報の危険分布）等

##### (4)銚子地方気象台

<https://www.data.jma.go.jp/choshi/>



川の防災情報



ハザードマップ  
ポータルサイト



銚子地方気象台



気象庁

### 3 報道機関提供の情報

水位周知河川に指定された河川（一宮川）において、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときに、氾濫危険情報の周知として、報道機関へ千葉県報道広報課を通じて情報提供され放送されます。

テレビ	ラジオ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉テレビ放送(株)</li> <li>・NHK (日本放送協会 千葉放送局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NHK千葉放送局（FM放送） 千葉 80.7 館山 79.0 白浜 82.9 勝浦 83.7 銚子 83.9 (MHz)</li> <li>・(株)ニッポン放送 AM放送：1242 (kHz) FM放送：93.0 (MHz)</li> <li>・(株)ベイエフエム（FM放送） 千葉 78.0 館山 77.7 白浜 79.7 勝浦 87.4 銚子 79.3 (MHz)</li> </ul>

### 4 その他

#### (1) 気象注意報警報等

銚子地方気象台 0479-22-0074

#### (2) その他インターネットなどの情報提供サイト

日本気象協会 <http://tenki.jp/>

東京電力ホールディングス(株) 雨量、雷観測情報

<http://thunder.tepco.co.jp/>

## 第5節 巡回及び警戒

### 1 巡視（平常時）

水防管理者又は消防機関の長は、関係各課へ随時区域内の河川、堤防、その他所管する施設等を巡視するよう指示し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川、堤防等、それぞれの管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

### 2 警戒（出水時）

水防管理者又は消防機関の長は、関係各班に出動命令を出したときから河川等の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心として巡回するよう指示する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、長生土木事務所に報告するよう指示するものとする。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (5) 排水門・取水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常
- (7) 地震による堤防の漏水、沈下等

## 第6節 水防作業

### 1 水防工法一覧表

現象	工法	工法の概要説明	
水があふれる(越水)	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み重ねる。	
	せき板工	堤防天端に杭を打ちせき板を当てる。	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを積む。	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く。	
	裏むしろ張り工	堤防裏法面をむしろで被覆する。	
	裏シート張り工	堤防裏法面を防止シートで被覆する。	
漏水	住居側(川裏)対策	釜段工	裏小段、裏法先平地に円形に積土のうする。
		水マット式釜段工	裏小段、裏法先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる。
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏法先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。
		月の輪工	裏法部に寄りかかり半円形に積土のうする。
		水マット月の輪工	裏小段、裏法先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる。
		たる伏せ工	裏小段、裏法先平地に底抜きたる又はおけを置く。
		導水むしろ張り工	裏法、犬走りにむしろなどを敷きならべる。
	川側(川表)対策	詰め土のう工	川表法面の漏水口に土のうなどを詰める。
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る。
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る。
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る。
	深掘れ(洗堀)	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、被覆する。
		むしろ張り工 たたみ張り工 継ぎむしろ張り工	漏水防止と同じ。
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、法面を被覆する。
立てかご工		表法面に蛇かごを立てて被覆する。	
捨て石土のう工 捨て石工		表法面決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する。	

現象	工法	工法の概要説明	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する。	
	築きまわし工	堤防の表法が決壊したとき、断面の不足を裏法で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる。	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り法面を覆う。	
住居側堤防斜面(裏法)崩壊	亀裂	五徳縫い工	裏法面の亀裂を竹で縫い崩壊を防ぐ。
		五徳縫い工(杭打ち)	裏法面の亀裂を挟んで杭を打ちロープで引き寄せる。
		竹さし工	裏法面の亀裂が浅いとき、法面が滑らないように竹をさす。
		力杭打ち工	裏法先付近に杭を打ち込む。
		かご止め工	裏法面にひし形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	崩壊	立てかご工	裏法面に蛇かごを立て被覆する。
		杭打ち積み土のう工	裏法面に杭を打ち込み、中詰めに土のうを入れる。
		土のう羽口工	裏法面に土のうを小口に積み上げる。
		築きまわし工	裏法面に杭打ち柵を作り中詰め土のうを入れる。
		つなぎ杭打ち工	裏法面に杭を数列打ち、これを連結して中詰めに土のうを入れる。
		柵かき詰め土のう工	つなぎ杭打ちとほぼ同じで柵を作る。
	亀裂	天端	折り返し工
杭打ち継ぎ工			折り返し工の竹の代わりに杭を用いて鉄線でつなぐ。
天端く裏法		控え取り工	亀裂が天端から裏法にかけて生じるもの、折り返し工と同じ。
		継ぎ縫い工	亀裂が天端から裏法にかけて生じるもので控え取り工と同じ。
		ネット張り亀裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる。
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去。	
	水防対策車	現地対策本部の設置	

## 2 工法

工法は、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多い。

しかし、時には数種の工法を施し初めてその目的を達成することがあるので、当初施工の工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い、水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面及び護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を選び、施工すること。

水防作業を必要とする異常事態を大別にして次の5項とし、その各々に適する工法は概ね次のとおりである。

### (1)漏水

#### ①吐口が堤腹のとき

吐口の下にむしろ張り工などを行ない堤腹が洗われないようにし、吐口が大きい場合は「月の輪工」を施す。

#### ②裏法（堤防斜面の居住地側）、犬走り又は堤内平堤のとき

釜段工を施すが噴水、洩水が少量のときは土管を伏せ、底抜きの「樽」や「桶」を伏せるか又は「木流し工」又は「むしろ張り工」を行う。

#### ③表法（堤防斜面の川側）の吸込口の手当

吸込口を突き止めることが出来ればその口に「差し藁」又は「詰め土のう工」をし、この浮き止めに押竹を施す。吸込口が発見できないときは、その付近一体に「むしろ張り工」又は「木流し工」を行うのである。しかし吸込口が塞がれない間は決して漏水口を塞いではならない。

### (2)表法（堤防斜面の川側）の欠け崩れ

①堤防が欠け崩れるとき、「木流し工」「たたみ張り工」「むしろ張り工」で保護し、若し欠け崩れが拡大して以上の工法で不安と思われる場合には、「築きまわし工」を行って補強する。

②堤脚や護岸の決壊のとき「立てかご工」「捨て石工」「わく入れ工」「木流し工」「むしろ張り工」を行なって崩壊の拡大を防止する。

### (3)天端（堤防の上面）及び裏法（堤防斜面の居住地側）の亀裂又は欠け崩れ

①亀裂が浅いとき、亀裂ヶ所を掘り返して埋め戻し十分に搗固めを行う。

②亀裂が深いとき「折り返し工」「控え取り工」「継ぎ縫い工」「五徳縫い工」などの地縛り工法を施す。

③欠け崩れに対し「五徳縫い工」「杭打ち積み土のう工」「土のう羽口工」「力杭打ち工」「かご止工」などで防止する。

### (4)越水（堤防から水があふれる）

「積み土のう工」「せき板工」積み土のうが三段以上になると、止め杭を使用する。

### (5)樋門（水門）等の漏水

樋門の表に「月の輪締め切り」の詰め土のう工を施す。漏水の程度がその圧力を減ずればよい位の場合は裏法側に「月の輪工」を行うものとする。

### 3 水防作業上の心得

- (1) 命令なくして、部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は私語を慎むこと。
- (3) 夜間にあつては、特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれる」とか「堤防の決壊」等の想像による言動を厳に慎まなければならない。
- (4) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに相手を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張させないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がける。
- (5) 堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが水位が最大のとき又はその前後である。  
しかし、法崩れ(堤防斜面の崩れ)、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い(水位が最大洪水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険)ため、完全に流過するまで警戒を解いてはならない。
- (6) 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意し、河川の水位に応じ、被害の拡大を防止するため適切な措置を講じる。

### 第7節 警戒区域の指定

水防活動上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### 第8節 避難のための立退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、茂原警察署長にその旨を通知するものとする。

また、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を長生土木事務所長等に速やかに報告するものとする。(法第29条)

### 第9節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

#### 1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者又は消防機関の長は、直ちに関係者(関係機関・団体)に通報するものとする。(法第25条)

#### 2 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。(法第26条)

## 第10節 水防活動の解除

### 1 水防管理団体の水防配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除し、これを関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、長生土木事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

### 2 消防団の水防配備の解除

消防団の水防配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第10章 水防標識、水防信号等

### 第1節 水防標識

水防作業を正確かつ規律正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

#### 1 水防要員の標識

左腕に腕章をつける。

#### 2 屯所の標識

昼間は標旗Aを掲げ、夜間は提灯を掲げること。

#### 3 緊急自動車優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する車は、道路交通法施行令第13条の規定により予め千葉県公安委員会の指定を受け、下記の標識を備え、またサイレン等の設備をすること。

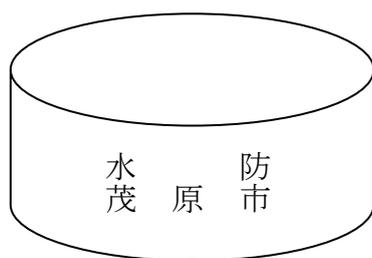
(緊急自動車用設備)

モーター、サイレン（直流6V, 1/6）、赤ランプ中堅（レンズ径4.5インチ）

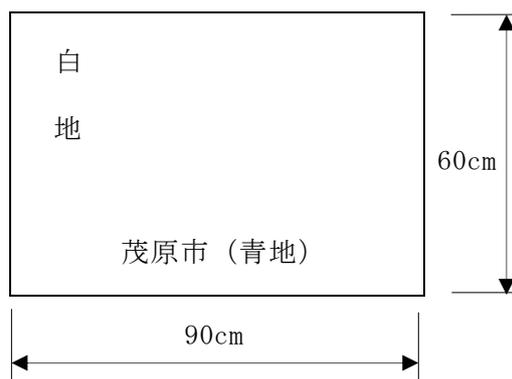
昼夜間共

標識

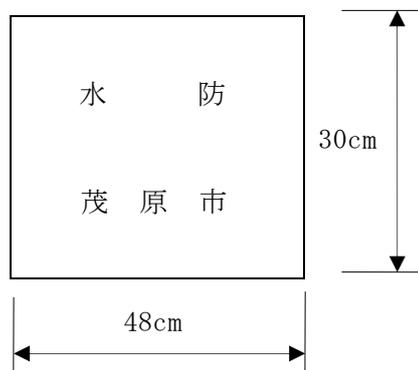
腕章



標旗 A



車両標旗



標旗 B



## 第2節 水防信号

緊急時の水防信号は、次のとおりとする。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
警戒信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約15秒      約15秒 約5秒○ー      約5秒○ー      約5秒 休 止      休 止
消防団員 全員出動	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約6秒      約6秒 約5秒○ー      約5秒○ー      約5秒 休 止      休 止
居住者の 出 動	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約5秒      約5秒 約10秒○ー      約10秒○ー      約10秒 休 止      休 止
避難信号	乱 打	○ー約1分      5秒休止      ○ー約1分

### 備考

- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要あれば警鐘信号又はサイレン信号を併用することも差支えない。

## 第11章 協力応援

### 第1節 応援体制

法第23条に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長、若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

### 第2節 応急対策に関する協力要請

水防管理者は、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」に基づき、風水害等の災害が発生するおそれのある場合の防止及び災害が発生した場合の応急対策に係わる業務の施行に関し、以下の組合に要請することができる。

茂原市建設業組合

### 第3節 応援体制の強化

#### 1 警察官の援助要請

水防管理者は、水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立ち退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認めるときは、警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

#### 2 車両の移動等の措置命令、強制措置等について

災害対策基本法の一部を改正する法律(平成26年11月21日公布)により、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者による緊急通行車両の通行の確保のための措置等の規定が盛り込まれ、道路管理者、警察官及び消防機関等は、車両の移動等の措置命令、強制措置等の行為が可能となったことから、水防管理者は警察署及び道路管理者等と密接な連絡をとって、水防体制の強化を図ることとする。

なお、消防機関は、警察官がいない場合に限りこのような措置を講ずることができる。

#### 3 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、茂原市地域防災計画第2編第3章第1節第7「自衛隊の災害派遣要請依頼」に準じる。

#### 4 国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣要請

水防管理者は、国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣を要請することができる。

なお、派遣要請の受付窓口は国土交通省関東地方整備局防災室及び最寄りの事務所となっている。

- ・ 関東地方整備局防災室 電 話 048-600-1333  
F A X 048-600-1376

## 第12章 費用負担と公用負担

### 第1節 費用負担

茂原市の管轄区域の水防に要する費用は、茂原市が負担する。（法第41条）

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事に斡旋を申請するものとする。

- 1 法第23条の規定による応援のための費用
- 2 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

### 第2節 公用負担

#### 1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間業者等は上記(1)から(4)((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

#### 2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

所属・職			
氏名			
上記の者に	の区域における水防法第28条第2項の権限を委任したことを証明する。		
令和	年	月	日
水防管理者			
氏名			印

### 3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書					
第	号				
	種	類		員	数
	使	用	収	用	処
					分
令	和	年	月	日	
				水防管理者	氏名
				事務取扱者	氏名
					印
				殿	

### 4 損失補償

茂原市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第13章 水防報告

### 第1節 緊急報告

水防管理者が長生土木事務所長へ緊急に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 消防機関等を出動させたとき
- 2 他の水防管理者に応援を要求したとき
- 3 堤防が決壊、氾濫したとき
- 4 その他必要と認める事態の生じたとき

### 第2節 水防顛末報告

水防管理者は、水防が終結したときは遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防活動実施報告書により長生土木事務所長に報告するとともに、これを保管しなければならない。

- 1 降雨及び水位記録
- 2 出動及び水防解除の時刻
- 3 消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員
- 4 水防作業の状況
- 5 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 6 使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- 7 水防法第21条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所
- 8 障害物を処分した数量及びその事由、並びに除却の場所
- 9 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者名とその事由
- 10 他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めたときはその状況
- 11 居住者出動の状況
- 12 警察官の出動状況
- 13 現地指導班の出動人員名簿
- 14 立退きの状況及びそれを指示した事由
- 15 水防関係者の死傷
- 16 殊勲者及びその功績
- 17 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- 18 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況
- 19 茂原市建設業組合の協力要請状況
- 20 その他必要な事項

## 第14章 水防訓練

茂原市は、毎年出水期前に消防機関及び関係団体による水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

## 第 15 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止 のための措置

### 第 1 節 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び千葉県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

一宮川浸水想定区域図（令和元年 12 月 23 日公表：千葉県）
----------------------------------

南白亀川浸水想定区域図（令和元年 12 月 23 日公表：千葉県）
-----------------------------------

### 第 2 節 高潮浸水想定区域の指定状況

千葉県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第 14 条の 3 に規定されている高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る高潮浸水想定区域図は次のとおりである。

千葉東沿岸高潮浸水想定区域図（令和 7 年 6 月 30 日公表：千葉県）
---------------------------------------

### 第 3 節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため の措置

茂原市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、茂原市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法
- 2 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- 3 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
  - (1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時又は内水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

(2)要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

(3)大規模な工場その他の施設((1)又は(2)に掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。(所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。)

#### 5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### 第4節 洪水ハザードマップ

茂原市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し印刷物を配布している。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を市のウェブサイトに掲載し、住民、滞在者、その他の者が提供を受けることができる状態にしている。この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時から防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

### 第5節 予想される水災の危険の周知等

茂原市では、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握している。把握した水害リスク情報は、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの配布、市の防災情報等を電子地図化し住民等に周知している。

### 第6節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により茂原市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを茂原市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を茂原市長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。